

障がい者活躍推進計画

機関名	交野市議会事務局
任命権者	交野市議会議長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
交野市議会事務局における障がい者雇用に関する課題	交野市議会事務局においては、全ての職員が市長部局からの出向である。職員数が5人程度の小規模な機関である。 障がい者就労施設等からの物品の優先調達にも取り組んできたが、これまで以上に障がい者に関する理解の促進に向けて取り組む必要がある。
目標	
1. 定着	障がいのある職員（以下「職員」とは「議会事務局職員」のことをさす。）の不本意な離職を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の職員の退職状況等により把握する。
2. 障がい者に関する理解促進	職員に、障がい者に関する理解促進・啓発のための研修の受講を促す。 （各年度）1人以上。ただし、市長部局が開催する研修の実施状況等による。 （評価方法）毎年の研修実施状況により把握する。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	障がい者雇用推進者を選任する。 障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、適切に選任する。
2. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○任命権者は、障がいのある職員に対し、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○作業マニュアルのカスタマイズ化やチェックリストの作成等による作業手順の簡素化や見直しを検討し、物品等についても適切に保管し作業スペースの確保に努める。
3. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障がいのある職員の能力や希望を踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。 ○障がいのある職員一人ひとりの特性・能力等を把握し、可能な限り障がいのある職員の希望を踏まえ、本人に合った業務の割り振り等について検討を行う。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 ○民間事業主における障がい者の活躍を促進するため、契約業務における業者登録（一般委託に限る）の際に、障がい者雇用人数等を報告項目とする。